

魚沼市新ごみ処理施設整備  
基本計画・設計策定等業務委託

仕 様 書

魚 沼 市

## 第 1 編 共通仕様書

本業務委託は、魚沼市委託契約条項(令和 4 年魚沼市告示第 159 号。以下「委託契約条項」という。)及び本仕様書に従い実施するものとする。

なお、受注者は委託契約条項及び本仕様書に定めのないものについても、本業務遂行上必要と思われる事項については、魚沼市(以下「発注者」という。)と協議のうえ、これを行うものとする。

### 1 業務の目的

本業務は、発注者が計画するエネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設を主体とした、新ごみ処理施設(以下「新施設」という。)の整備を適正に行うために「魚沼市一般廃棄物処理基本計画」、「魚沼市循環型社会形成推進地域計画」、「魚沼市新ごみ処理施設整備構想」(以下「整備構想」という。)等に基づき、必要な計画・設計及び最適な事業方式を選定するための P F I 等導入可能性調査調査を行うことを目的とする。

### 2 業務概要

委託番号：5 債新整委第 3 号

業務名：魚沼市新ごみ処理施設整備基本計画・設計策定等業務委託

履行期間：契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(債務負担行為設定：令和 5 年度から令和 7 年度まで)

履行場所：魚沼市 中島 地内

### 3 関係法令等の遵守

受注者は、本業務の実施にあたり、関係法令等及び関係通知等で示された本業務に係る事項を十分に検討し、遵守しなければならない。

### 4 業務実績情報システム(テクリス)登録

受注者は、本業務の契約・変更・完了時において、監督員の確認を受けたうえで業務情報を業務実績情報システム(テクリス)へ速やかに登録すること。

### 5 必要な技術者の配置及び業務

本業務の円滑な遂行を図るため、十分な経験を有する管理技術者及び照査技術者を配置すること。なお、要件及び業務は以下のとおりとし、管理技術者と照査技術者の兼任は認めない。

1) 技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)に基づく技術士で、以下の①②のいずれかで技術士登録を受けている者でかつ、本業務の契約日現在、3 か月以上の恒常的雇用関係にあること。

①衛生工学部門「廃棄物・資源循環」又は「廃棄物管理」

②総合技術監理部門「衛生工学－廃棄物・資源循環又は廃棄物管理」

- 2) 管理技術者は業務全般にわたる包括的管理を行い、照査技術者は業務の実施にあたりその成果の照査を行うものとする。

## 6 打合せ等

業務等を適切かつ円滑に実施するため、受注者と監督員は常に密接な連絡を取り、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その態様についてはその都度受注者が書面(打合せ記録簿)に記録し、相互に確認しなければならない。

なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて書面(打合せ記録簿)を作成するものとする。

## 7 提出書類

受注者は、以下の書類を遅滞なく提出するものとする。(様式は魚沼市ホームページからダウンロードすること。)

- 1) 業務着手時
  - ア 着手届
  - イ 管理技術者届(経歴書及び資格を証明する書類の写しを添付)
  - ウ 照査技術者届(経歴書及び資格を証明する書類の写しを添付)
  - エ 業務計画書※
  - オ その他必要な書類
- 2) 業務完了時
  - ア 履行届
  - イ 業務完了報告書
  - ウ その他必要な書類

※業務計画書には契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。

- 1)業務概要 2)実施方針 3)業務工程 4)業務組織計画 5)打合せ計画
- 6)成果物の品質を確保する計画 7)成果物の内容、部数 8)使用する主な図書及び基準 9)連絡体制(緊急時含む) 10)その他必要事項

## 8 関係官公庁との協議

受注者は、関係する官公庁との協議を必要とするとき、または、協議を求められた場合には、誠意を持ってこれにあたるものとする。

## 9 資料の貸与及び返却

本業務を遂行する上で必要な関係資料等の収集は、原則的に受注者が行うものとするが、発注者が保有しているもののうち、貸出しが可能な資料・記録等については貸与する。なお、貸与された関係資料等については業務の完了時に速やかに返還しなければならない。

## 10 業務の完了

- 1) 受注者は、業務完了後速やかに履行届を提出し発注者の検査を受け、検査

合格をもって本業務の完了とする。

- 2) 業務完了後、受注者の責任に帰すべき理由による成果物の不良個所があった場合は、速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受注者の負担とする。

## 11 成果物

本業務の成果物は次のとおりとする。

- |                        |              |     |
|------------------------|--------------|-----|
| 1) 施設整備基本計画            | レザック製本       | 10部 |
| 2) 施設整備基本計画概要版(A3二つ折り) | パンフレット形式     | 20部 |
| 3) 施設整備基本設計報告書         | 簡易製本         | 5部  |
| 4) PFI等導入可能性調査報告書      | レザック製本       | 5部  |
| 5) PFI等導入可能性調査報告書概要版   | 簡易製本         | 5部  |
| 6) 検討委員会資料(A3又はA4用紙)   | 必要部数を委員会毎に提出 |     |
| 7) 打合簿及び協議簿            |              | 一式  |
| 8) 上記成果品の電子データ(DVD-R)  |              | 一式  |

※データ形式は編集可能な形式とPDFによる閲覧用形式の両方とする。

## 12 契約変更

発注者は、次の各号に掲げる場合において委託契約の変更を行うものとする。

- 1) 業務内容の変更により委託料に変更を生じる場合
- 2) 履行期間の変更を行う場合
- 3) 監督員と受注者が協議し、必要があると認められる場合

## 13 成果物の使用等

成果物はすべて発注者の所有とし、受注者は発注者の承諾を受けないで他に公表貸与、使用してはならない。特許権その他第三者の権利の対象となっている方法等を使用した場合は、成果物にそのことを明示するものとする。

## 14 守秘義務

受注者は、本業務の遂行上、知り得た事項について第三者に漏らしてはならない。また、当該業務の結果(業務処理過程にて得られた記録等を含む)を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

## 15 行政情報流出防止対策の強化

受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止策をとり、業務計画書に流出防止策を記載するものとする。

## 第 2 編 特記仕様書

### 第 1 章 新ごみ処理施設整備基本計画（以下「基本計画」という。）

#### 1 施設整備における基本事項の検討

##### 1) 計画目標年度の確認

2031(令和 13)年度からの次期ごみ処理施設(エネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設)の稼働を前提とし、ごみ量の将来推移を勘案して施設整備上の計画目標年度を決定すること。

##### 2) 事業候補地の立地条件整理

整備構想において設定した事業候補地について、計画地内及びその周辺における立地条件整理結果をもとに今後必要となる施設整備のための基礎調査内容について検討、整理すること。

ア 地理的条件

イ 法規制条件

ウ 都市計画事項

エ 敷地周辺設備(ユーティリティ条件)

##### 3) 処理対象物(計画ごみ量、ごみ質等)

ア 現況ごみ搬入量の整理

整備構想をもとに、本市ごみ処理施設に搬入される各種ごみ量について整理すること。

イ 計画ごみ処理量の予測

新施設において処理対象とする廃棄物の種類と量を整理すること。

ウ 計画ごみ質

過去の実績及び将来のごみ収集、資源化などを考慮して計画ごみ質を決定すること。

エ 災害廃棄物量の把握

既存の災害廃棄物処理に係る検討資料を参考に本市管内で発生する災害廃棄物の量と種類に関して検討を行う。その結果を踏まえ今後整備するエネルギー回収施設等において必要となる余裕能力の検討を行うこと。

##### 4) 施設整備規模の設定

「エネルギー回収型廃棄物処理施設」及び「マテリアルリサイクル推進施設」における1日あたりの処理量から施設規模を算出すること。

##### 5) 処理方式の設定

「エネルギー回収型廃棄物処理施設」及び「マテリアルリサイクル推進施設」における処理方式について検討すること。

なお、処理技術の高度化、最新技術動向や研究開発状況を踏まえて、発注者の実情に見合った処理方式とすること。

##### 6) 公害防止基準の設定

新施設を設置するにあたって、各種公害防止の目標値について検討すること。

## 7) エネルギー活用の検討

「エネルギー回収型廃棄物処理施設」にて発生した余熱及び自然エネルギー等の活用について検討すること。

## 8) 焼却残渣の処理・処分計画

新施設から発生する飛灰、焼却灰等の処理・処分方法について検討すること。

## 2 施設全体計画の検討

### 1) 全体配置計画の検討

新施設の全体配置計画に関しては次の内容を踏まえ検討すること。

- ① 工場棟の配置
- ② 管理棟の配置
- ③ 計量棟の配置
- ④ 各種附帯施設の配置
- ⑤ 車両動線計画
- ⑥ その他必要な計画

### 2) 基本処理フローの検討

1-5)にて検討した処理方式に基づき、プラントの基本仕様となる次の内容について検討すること。

- ① エネルギー回収型廃棄物処理施設
  - ・ 炉の系列数
  - ・ 処理条件
  - ・ 熱回収率
  - ・ 基本処理フロー
- ② マテリアルリサイクル推進施設
  - ・ 処理条件
  - ・ 基本処理フロー

### 3) 施設計画の検討

2)にて検討した基本処理フローに基づき、主要な設備・装置の構成及びその概要を検討すること。

- ① エネルギー回収型廃棄物処理施設
- ② マテリアルリサイクル推進施設

## 3 事業スケジュールの検討

これまでの検討結果を踏まえて、今後、新施設整備事業を進めるにあたっての事業スケジュールを検討すること。

## 4 財源計画

新施設建設及び運営維持管理について必要な資金調達方法について検討を行う。事業全体の概算事業費、財源内訳、各年度の執行予定を検討すること。

## 5 検討委員会(仮称)(以下「委員会」という。)の運営支援

本業務にあたり、有識者等で構成される委員会を設置予定である。その委員会の運営を円滑に進めるために、必要な会議資料の作成、委員会への出席及び説明の支援、会議録の作成等を行うこと。開催回数は6回を想定しているが、状況により開催回数が増減しても柔軟に対応すること。

## 第2章 新ごみ処理施設整備基本設計

本業務は「基本計画」をもとに、循環型社会形成推進交付金事業に適合するように留意し、整理検討及び取りまとめを行うものとする。

### 1 発注方式の検討

「廃棄物処理施設建設工事等の入札・契約の手引き」等を参考に、発注方式を検討し、設定すること。

### 2 プラント設備及び建築基本設計

施設整備基本計画の内容を踏まえ、「廃棄物処理施設の発注仕様書作成の手引き」やプラントメーカーヒアリングを参考に、下記1)及び2)について検討すること。

#### 1) エネルギー回収型廃棄物処理施設(ごみ焼却施設)

##### A 機械設備

- ① 受入供給設備
- ② 燃焼ガス冷却設備
- ③ 排ガス処理設備
- ④ 余熱利用設備
- ⑤ 灰出し設備
- ⑥ 給排水設備
- ⑦ 電気計装設備
- ⑧ その他設備

##### B 建築物及び建築設備

- ① 建築設備
- ② 外構施設
- ③ その他設備

#### 2) マテリアルリサイクル推進施設(粗大ごみ処理施設)

##### A 機械設備工事

- ① 受入供給設備
- ② 破碎設備
- ③ 搬送設備
- ④ 選別設備
- ⑤ 再生設備
- ⑥ 貯留・搬出設備

- ⑦ 集じん・脱臭設備
- ⑧ 電気計装設備
- ⑨ その他設備

#### B 建築物及び建築設備

- ① 建築設備
- ② 外構施設
- ③ その他設備

### 3 参考見積仕様書の作成

概算事業費等を把握するにあたり、2での検討を基にプラントメーカーから参考見積設計図書の提出を求めるために参考見積仕様書を作成すること。

### 4 見積設計図書の技術審査

参考見積仕様書に基づきプラントメーカーから提出された見積設計図書、見積書の内容を精査し技術審査を行い、必要に応じて改善要求などを行うこと。また、予定価格設定のベースとなる事業費の算出を行い、必要に応じて財源計画を見直すこと。

### 5 発注仕様書案(要求水準書案)の作成

見積設計図書の技術審査をふまえて、参考見積仕様書の一部変更や追加を行い発注仕様書案を作成すること。本書は事業方式決定後に事業者募集書類を作成する上での基礎資料とする。

## 第3章 PFI等導入可能性調査業務

本業務は、発注者の事業目標に基づき、事業範囲、期間、市場調査等を踏まえ、当該事業をPFI等事業として実施する場合の事業方式の可能性の評価を行うものとする。

### 1 公共事業方式の整理

公共事業方式の概要、公共及び民間の責任・リスク、資金調達・設計・施工・運営・管理・施設所有における公共及び民間の役割、一般廃棄物処理施設整備運営事業における導入事例等について整理し、各事業方式の特徴を明らかにすること。

### 2 事業全体の枠組み(スキーム)の検討

#### 1) 事業範囲の検討

施設の整備・運営の範囲、施設の所有形態等を検討する。

#### 2) 想定される事業方式の抽出と公共及び民間の役割分担の検討

#### 3) 法的課題の整理

廃掃法、地方自治法等現行法制度を踏まえ課題を整理すること。

#### 4) 支援措置の検討

公的補助、税制上の支援、金融上の支援措置等について検討すること。

#### 5) 事業スキームの検討

#### 6) 役割分担(リスク分担)の検討

官民の役割分担(リスク分担)について検討すること。

### 3 各事業方式における前提条件の設定

2で抽出した各事業方式の建設費、維持管理費を設定すること。

### 4 市場調査

民間事業者の創意工夫やノウハウに基づく、競争性、公平性を確保するため、ごみ処理施設の整備や管理運営の実績がある企業等を対象に事業概要書を提示し、参加意向や参加するための募集要件等についての意見をアンケートにより把握し、まとめること。

### 5 事業化シミュレーション(VFMの評価)

これまでの検討を踏まえた事業化シミュレーションを実施し、「従来方式」と「PFI等事業方式」、それぞれにおける公共の財政負担額を試算し、VFMの評価を行うこと。事業化シミュレーションを実施するにあたり、財務シミュレーションによるライフサイクルコスト(LCC)の算出及び資金の財源内訳を整理すること。

### 6 事業方式の評価

市場調査による民間事業者の参入意欲及び事業化シミュレーションの結果を踏まえ、総合的な視点から事業方式を評価し、新施設の整備に最適な事業方式の抽出を行うこと。

### 7 事業実施にあたっての課題整理

5で抽出した事業方式で実施する場合の事業工程を整理するとともに、当該事業方式で実施する場合に想定される課題等について整理すること。

## 第4章 打合せ協議

業務の進捗状況に応じて適宜、本市と打合せ協議を行うこと。なお、打合せ協議の回数は5回を想定しているが、回数の変更があった場合でも契約変更は行わないものとする。